肥料価格高騰対策のご案内

京都府農業再生協議会

(注)本チラシの内容は令和4年10月現在です。今後、内容変更することもありますのでご注意ください。

化学肥料の低減に向けて取り組む販売農家の肥料費増加分を国が支援します。

支援の対象

・農作物の販売を行う農業者

(自家消費のために農作物を栽培する方は対象外)



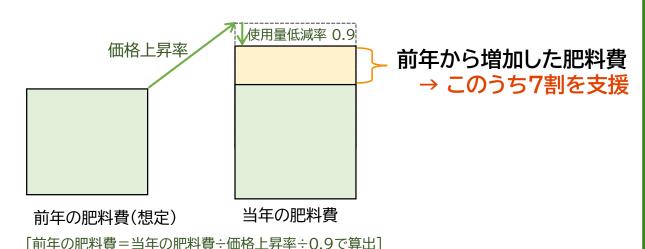
·令和4年6月から令和5年1月に購入する肥料

(令和4年秋肥(6月~10月)・令和5年春肥(11月~令和5年5月)として 購入農家自身で使用する肥料)

*令和5年2月~5月分は、国の予算の取扱が決まり次第ご案内します

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年度から増加した肥料費について、その 増加分の7割 を支援金として国が交付



【計算式】

{当年の肥料費 - (当年の肥料費÷価格上昇率÷0.9)}×0.7
※ 価格上昇率は統計をもとに令和5年1月頃、国が決定。使用量低減率は0.9

申請方法

- <u>化学肥料低減計画書(右ページ)</u>を提出してください
- * 肥料購入先それぞれに提出が必要です(コピー可)
- (1)JA・肥料販売店で購入された方 JA支店・肥料販売店に提出
 - *JA・肥料販売店で一括申請します
- (2)ホームセンター・府外事業者等で購入された方 5戸以上の農業者グループで 広域振興局に提出

(振興局の区域をまたぐ場合および京都乙訓地域は農産課)

- *同時に注文書・請求書(領収書)が必要です
- *申請対応を検討している販売店もありますので 購入先にご確認ください

スケジュール

申請受付(1)の方 令和4年11月~令和5年1月 (2)の方 令和5年1月~2月 支援金の支払 令和5年5月予定

具体的なスケジュールは決まり次第ホームページでお知らせします

化学肥料低減計画書をお早めにご提出ください

化学肥料低減計画書

	本計画書の)提出先	JA	肥料商	農家クルーブ	
	他に申請の	m約外 第	府事業	市町村事業]	
作付概要		予定含む)	713 3 274	71 313 37214	•	
作物名 作付面積(ha)			注:該当欄すべて	CICO	ı	
	氏名(法人·組織名)					
その他	住所					
計	電話番号					
 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち 以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。 						
				<u> </u>	 F度又は	
取組メニュー		前年度	までの取組		F反又は 度の取組	
ア 土壌診断による施肥設計						
イ 生育診断による施肥設計						
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入						
エ 堆肥の利用						
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)						
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)						
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用						
ク 緑肥作物の利用						
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用						
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用						
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)						
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、 灌注施肥等)の利用						
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用						
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア~スに係るものを除く。)						
ソ 地域特認技術の利用()						
私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。また、本事業実施のため、京都府・市町村・地域農業再生協議会に必要な情報を提供することに同意します。 私は販売農家であり、令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。						

当年の肥料費は、秋用肥料については令和4年6月~10月、春用肥料については令和4年11月~令和5年5月に発注したことを証明する書類(注文票等)と、参加農業者が肥料費を支払ったことを証明する書類(領収書等)または支払い義務が生じていることを示す書類(請求書等)を提出すること。 なお、肥料の種類、規算が記載されているものに限る。 (注)

氏名(自署)

【JA、肥料商申請分については、不要】

肥料高騰対策は、国・京都府それぞれの事業があります

	肥料高騰 対策事業	府 肥料高騰緊急対策 拡充支援事業
制度概要	前年から増加した 肥料費について <u>増加分の7割</u> を支援	化学肥料を20%以上転換 する取組の有機質肥料費 [※] ・資材費等を支援
対象農業者	農産物の生産を行う 販売農家	野菜・花き・水稲・茶等の 生産を行う販売農家
対象費用	肥料費	国産有機質肥料費 緑肥種子・マルチ等の費用 土壌分析費 の両方の事業には申請できません
支援額	上限なし	10アールあたり1万円以内 1事業実施主体あたり 上限50万円
主な 要件	化学肥料2割低減に向けた 取組を2つ以上行う	国産有機質肥料等により <u>化学肥料使用量を</u> 20%以上転換する
主な 申請先	購入先のJA支店・ 肥料販売店など	所在地を管轄する広域振興局 (京都乙訓地域は農産課) 〇申請受付は改めてホームページ等でご案内 します

※有機質肥料には、有機入り化成肥料 や混合堆肥複合肥料を含みます。

最新情報は京都府 のホームページで



京都府農産課

検索

問合せ先

各地域農業再生協議会事務局(市町村農林担当課) または

京都府農業再生協議会事務局(京都府農産課)

電話 075(414)4959

メール nosan@pref.kyoto.lg.jp